

来島ダム完成後流域住民が行った主な分水廃止運動

1. 昭和 57 年 5 月 24 日島根県議会に対し「神戸川の水確保について」請願書を提出した。

請願者は、出雲市長・頓原町長・佐田町長・大社町長および各議会議長・各農協組合長・各農政同盟代表者・神戸川漁協等と県議会議員 7 名である。

これは、昭和 58 年に事業者の発電許可が期限を迎えることから、30 年近くにわたって流域住民と島根県とで交わした覚書、命令書が十分遵守されず、農業用水不足に悩まされた農民、魚族の激減・河川の荒廃等の影響を受ける関係者、大雨時には来島ダムの緊急放流により洪水に悩まされ続けた流域住民などが、かつての清流豊かな神戸川を取り戻したいと考えたからである。

島根県議会は審査の結果、昭和 58 年 3 月 7 日に趣旨採択となった。その内容は、「来島ダムから潮発電所へ発電用として使用されている水資源について、昭和 58 年 3 月 31 日の許可期限終了後は、全面的に神戸川に還元されたい」とされた。

しかし、昭和 58 年 3 月が許可期限終了であったが、行政の審査が長引き 16 年後の平成 11 年に事業者に使用許可が出た。

2. 約 27,000 人の署名を集め神戸川の分水廃止を出雲市・島根県・国土交通省に要請

昭和 58 年以降も度々水不足や洪水に悩まされ、平成 25 年 3 月に 2 回目の発電許可期限終了を迎えることから、再度分水反対の運動を強力にすすめることになった。

平成 24 年 4 月市役所において出雲市執行部・市議会議員を対象に、勉強会が開催された。さらに流域住民約 300 人を対象に神戸川の来島ダム電源開発における「新河川法と分水問題」の勉強会も開催した。(講師:元国交省出雲河川事務所長)

平成 24 年 7 月、流域の 10 地区と市内の農業や漁協、商工関係等 11 団体約 600 人が集まり神戸川再生推進会議の設立総会及び総決起大会の開催と講演会を開催した。

演題 「神戸川・来島ダムの分水廃止により日本一うまい米を作ろう」

(講師:元国交省出雲河川事務所長)

総決起大会では、「分水廃止」の署名活動実施を決定した。

平成 25 年 3 月に出雲市庁舎南庭に関係者が集結、「分水廃止決起集会」を開催後、国土交通省出雲河川事務所までデモ行進し、国交省出雲河川事務所長に対し、平成 25 年 3 月に許可期限となる水利権の更新をしないよう約 27,000 人の署名をもとに要請した。

3. 上記の平成 24 年から運動を契機に協議を重ねた結果、下記のとおりとなった。

(1) 平成 29 年 3 月 10 日に確認書を締結し令和 9 年 3 月 31 日迄の水利使用期間の延長が決まった。

(2) 確認書に基づき、「神戸川河川環境に関する協議会」が設立された。

(3) 確認書により、中間時点の令和 3 年度において、前記の組織における意見やモニタリング等の調査を踏まえ、調整会議において検討を行い、必要な場合は、それぞれの機関に対し、対策を提案する。とされた。

(4) 平成 29 年 10 月 18 日に出雲市長より、「神戸川河川環境に関する協議会」に対し、「本市は、神戸川の河川環境の維持・保全を考える上では、分水は好ましいものではない」という考えであり、今後も多くの関係者の意見を聞きながら神戸川の河川環境の保全・農業用水の確保等に取り組む考えです。として 15 項目が提起された。

神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議に対する要望書

平成 29 年 3 月 10 日付確認書第 3 条及び第 4 条 1 項に基づき設置された「神戸川の河川環境等に関する協議会」での検証を踏まえて下記の通り要望します。

記

(要望事項)

1. 昭和 31 年来島地区にダムを造り、発電を目的に神戸川の水を江の川へ分水することが神戸川の環境や生息する水生動物・植物、利水、河口閉塞など流域の状況にどのような影響を及ぼしたのか多面的に調査する必要がある。
(流域住民から提出した要望書の通り)
2. モニタリング調査は、河川管理する立場にあった島根県が十分予算を確保して早急に実施していただきたい。